

# 伊勢市人権施策基本方針



令和6年3月  
伊勢市



## はじめに



人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。日本国憲法においても、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と定められており、すべての人に平等に保障されていなければなりません。また、「誰ひとり取り残さない」とうたい世界共通の目標として取り組んでいるSDGsの内容はどれも人が生きていくことに関連しており、人権がベースにあるといえます。

本市では、2006年（平成18年）に「人権宣言都市」を宣言し、「伊勢市人権尊重条例」を施行しました。その後、2012年（平成24年）に策定した「伊勢市人権施策基本方針」に基づき、人権尊重を基調とした市政を推進してきました。

しかしながら、依然として偏見や差別が存在するほか、SNSの普及によるインターネット上の人権侵害、性的マイノリティの人権課題やヘイトスピーチ問題など新たな人権課題が顕在化しています。今後も人権課題の解決に向け、より積極的に啓発に取り組むとともに、人権尊重の視点をもって施策の推進に努めることが必要です。

この度、本市では、こうした人権をめぐる社会情勢の変化をふまえ、人権課題に対する市の取組を改めて明確にするため、基本方針の改定を行いました。

この基本方針に基づき、人権施策を効果的に実施していくため、行政の日常業務や施策全般における企画から実施にいたる過程においても、人権尊重を念頭において、体系的・計画的に推進します。また、関係機関とも連携し、市民・事業者のみなさんとともに人権について積極的に考え、協働して取組を進めていけるよう努めてまいります。

結びに、本基本方針の改定にあたり、熱心にご議論いただきました伊勢市人権施策審議会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにて貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

2024年（令和6年）3月

伊勢市長

鈴木健一

# 目次

<b>第1章 基本的な考え方</b>	<b>1</b>
<hr/>	
1 基本方針策定の背景.....	1
2 基本理念.....	2
3 基本方針の位置づけ.....	3
4 市民アンケート調査結果.....	4
(1) 調査概要.....	4
(2) 回収結果.....	4
(3) 調査結果概要.....	4
<b>第2章 人権施策の推進</b>	<b>9</b>
<hr/>	
1 施策の体系.....	9
2 施策分野.....	10
3 具体的施策.....	11
(1) 人権が尊重され認め合うまちづくり推進の施策.....	11
(2) 人権意識高揚のための施策.....	13
(3) 人権擁護と救済のための施策.....	15
(4) 人権課題のための施策.....	16
<b>第3章 施策の推進体制</b>	<b>33</b>
<hr/>	
1 推進体制の整備.....	33
2 推進状況の評価、基本方針の見直し.....	33
<b>資料編</b>	<b>34</b>
<hr/>	

本文中において、\*（アスタリスク）が付いている用語については、資料編の資料③「用語解説」（38 ページ以降）にその用語の説明を掲載しています。

なお、同ページ内に複数出現する場合は、最初の用語のみ\*（アスタリスク）を付けています。





# 第1章 基本的な考え方

## 1 基本方針策定の背景

人権とは、すべての人が生まれながらにして持っている、生涯を人間らしく幸せに生きていくための最も基本的な権利です。世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と規定があり、基本的人権尊重の原則が定められています。日本国憲法においても、国民主権（主権在民）、平和主義とならび、基本的人権の尊重を三大原則としています。

国は2000年（平成12年）に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、これに基づき2002年（平成14年）に、「人権教育・啓発に関する基本計画」（2011年（平成23年）一部変更）が策定され、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別など多岐にわたり取り組むべき人権課題として取り上げられています。

また2016年（平成28年）には差別を解消することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」の3つの法律が施行されました。

三重県では1990年（平成2年）に全国に先駆け「人権県宣言」が県議会で決議され、1997年（平成9年）には「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定しました。これに基づき1999年（平成11年）に「三重県人権施策基本方針」（2015年（平成27年）改定）を策定し、人権施策を総合的に推進してきましたが、不当な差別の解消に向けて県の取組みを一層強化するため、同条例を全部改正し、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を2022年（令和4年）5月（一部2023年（令和5年4月））に施行し、人権問題の解消と、人権が尊重される社会の実現を目指しています。

本市では、2006年（平成18年）7月に「伊勢市人権尊重条例」を施行、合わせて「人権尊重都市」を宣言し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会の実現に向けて取り組んでいます。2007年（平成19年）1月には「伊勢市人権教育基本方針」を策定し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会をつくる主体者としての市民の育成に取り組んでいます。2012年（平成24年）には、人権問題の解決のための取組を総合的に展開するための「伊勢市人権施策基本方針」を策定しました。それから10年が経過し、これまでの本市の取組を踏まえ、また新たな人権課題に対応するため、見直しを行うものです。

## 2 基本理念

人権施策を進めていく上での基本理念を次のように定めます。

### 人権が尊重され守られる、誰もが住みよい伊勢市の実現

人権は、人間が人間らしく生涯を幸せに生きていくために最も基本的な権利です。人間は一人ひとりが異なっていますが、その違いを認めることが、一人ひとりの存在を大切にすることであり、互いの人権を尊重することにつながります。

社会のあらゆる場で人権尊重に向けた人権教育・人権啓発を進めること、また性別、障がいの有無、国籍の違いなどにより差別的な取り扱いが生じることのないよう、公平で公正な社会、個人が尊重される社会の実現に努めます。

伊勢市はこの基本理念に基づき、人権尊重都市を宣言するまちとして人権施策を進めます。

## SDGs との整合

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 年（平成 27 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年（令和 12 年）までの 17 のゴール・169 のターゲットからなる国際目標です。貧困問題やジェンダー平等など持続可能な社会の実現を目指すためのビジョンや課題が示されています。

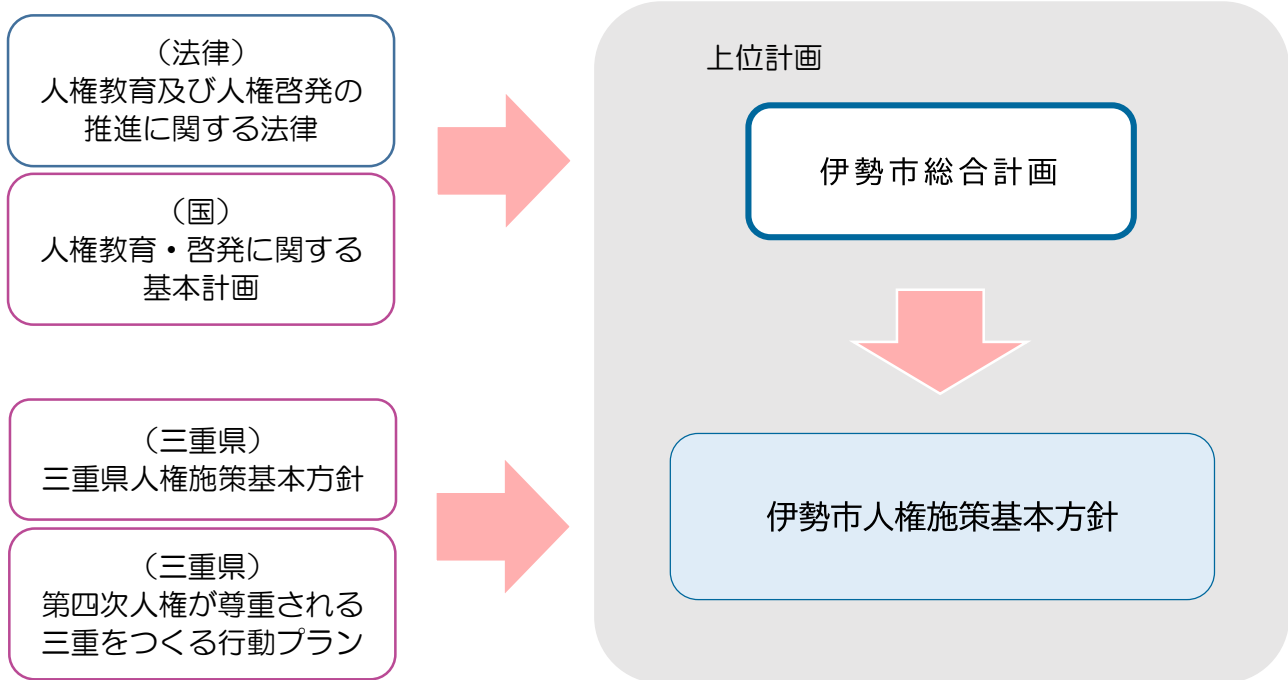
本基本方針においても SDGs の掲げる目標との整合を考慮し、人権施策を推進していきます。





### 3 基本方針の位置づけ

本基本方針は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（第7条）の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」、更に「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を踏まえ策定するものです。また、関連する諸計画との連携により施策を実施します。



## 4 市民アンケート調査結果

伊勢市における人権施策に関する市民の意見と人権課題の把握のために、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

### (1) 調査概要

対象者	市内在住の16歳以上90歳以下の市民
抽出方法	単純無作為抽出
調査方法	郵送による調査票配布、郵送回収、Web回収
調査期間	令和4年12月5日～令和4年12月23日

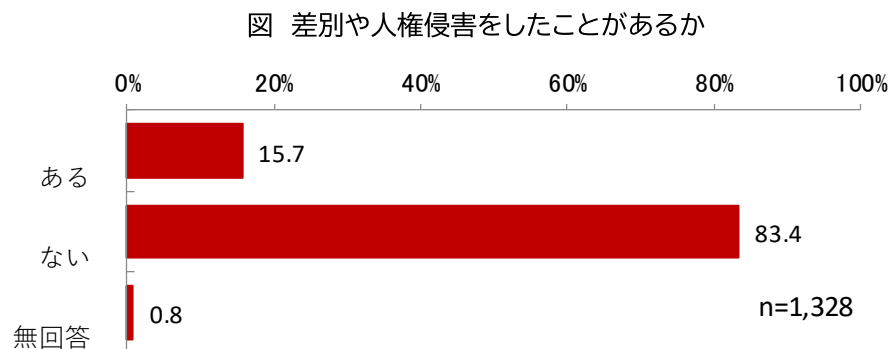
### (2) 回収結果

配布数	3,500件
有効回収数	1,328件
回収率	37.9%

### (3) 調査結果概要

#### ① 差別や人権侵害について

差別や人権侵害をしたことがあるかについては、「ある」が15.7%、「ない」が83.4%となっています。



性別では、「男性・女性と答えることに抵抗を感じる人」で「ある」の割合が高くなっています。年齢別では、30歳代で「ある」の割合が約3割と高くなっており、20歳代以下では「ある」の割合は1割以下にとどまっています。

図 差別や人権侵害をしたことがあるか(性別)

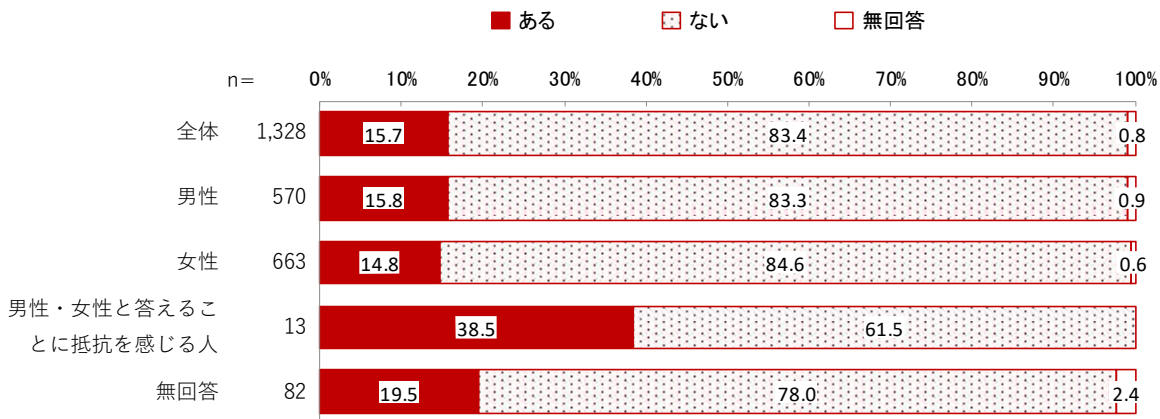
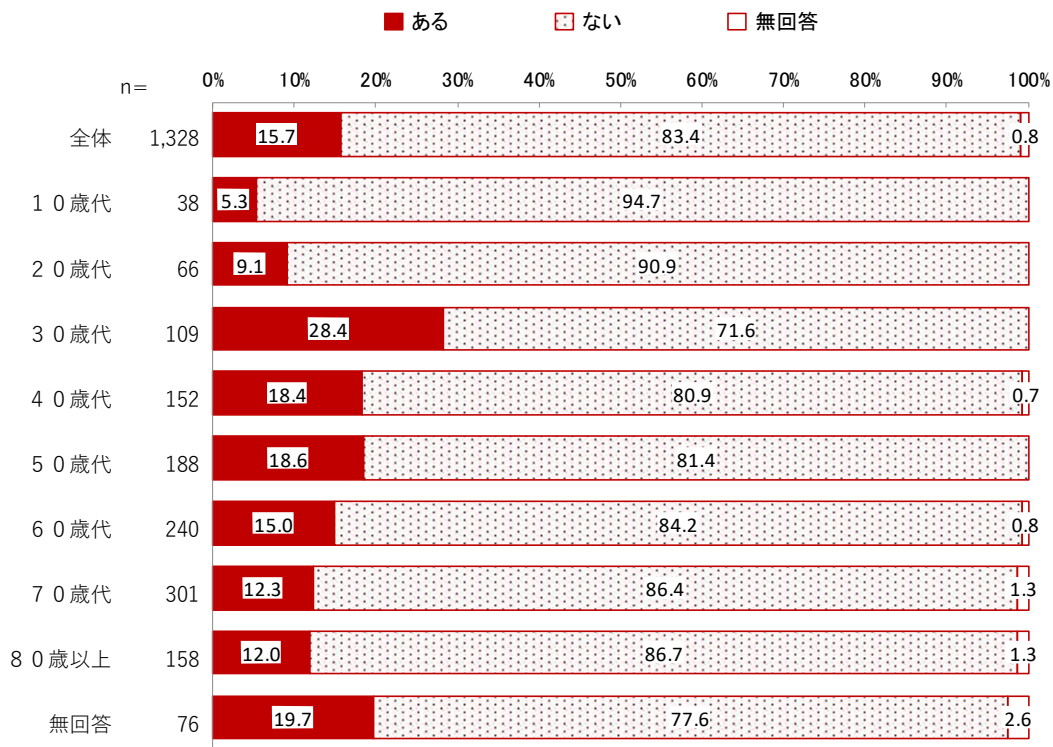
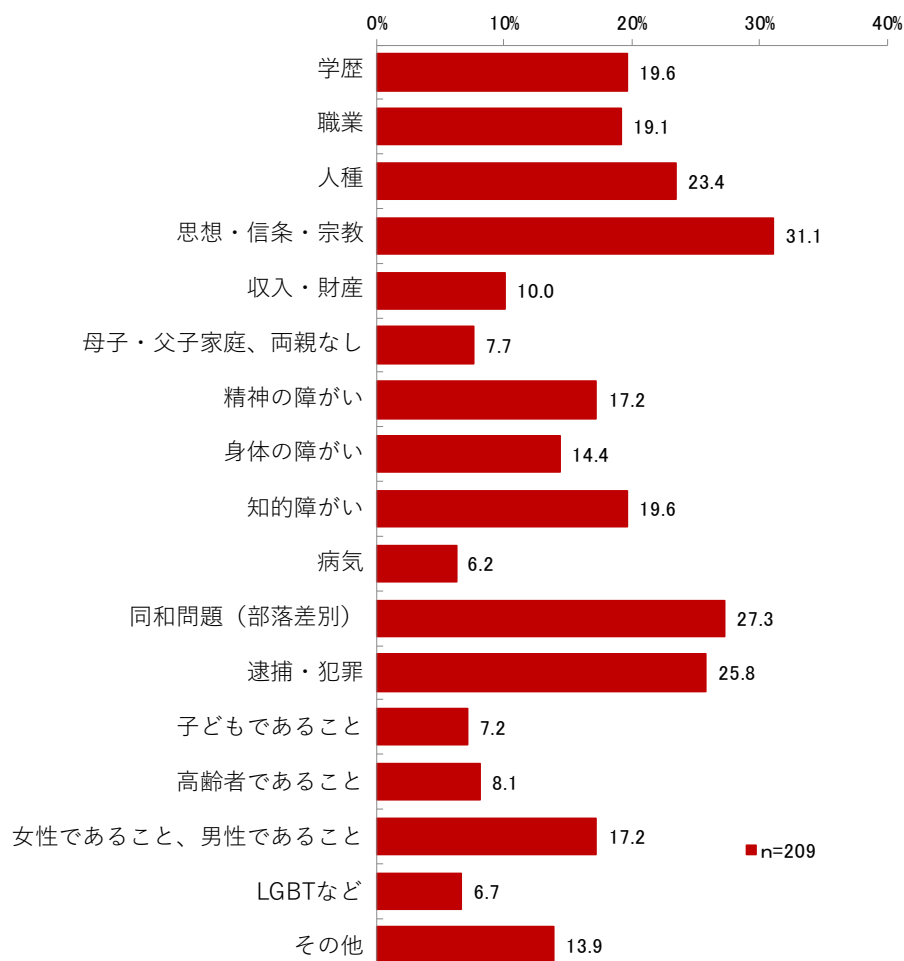


図 差別や人権侵害をしたことがあるか(年齢別)



差別や人権侵害がどのような理由によるものかについては、「思想・信条・宗教」、「同和問題（部落差別）」、「逮捕・犯罪」、「人種」が高くなっており、本人の出自によるものなどが理由として多くなっています。

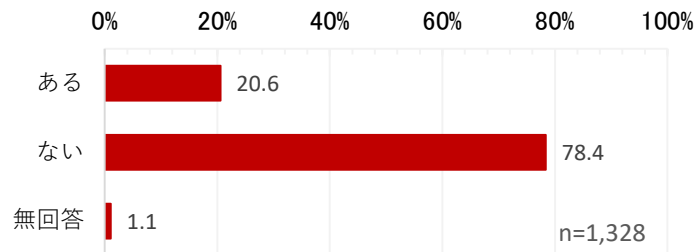
図 差別や人権侵害をした理由



② 差別や人権侵害を受けた経験について

差別や人権侵害を受けたことがあるかについては、「ある」が20.6%、「ない」が78.4%となっています。

図 差別や人権侵害を受けたことがあるか



性別ごとでは、女性の受けたことがある割合が23.5%とやや高くなっています。年齢別では、30歳代で受けたことがある割合が33.9%と高くなっています。

図 差別や人権侵害を受けたことがあるか(性別)

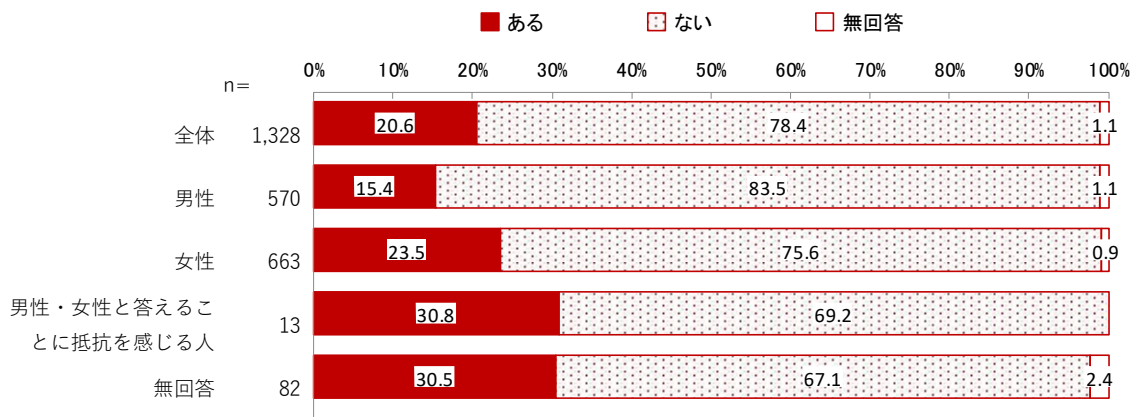
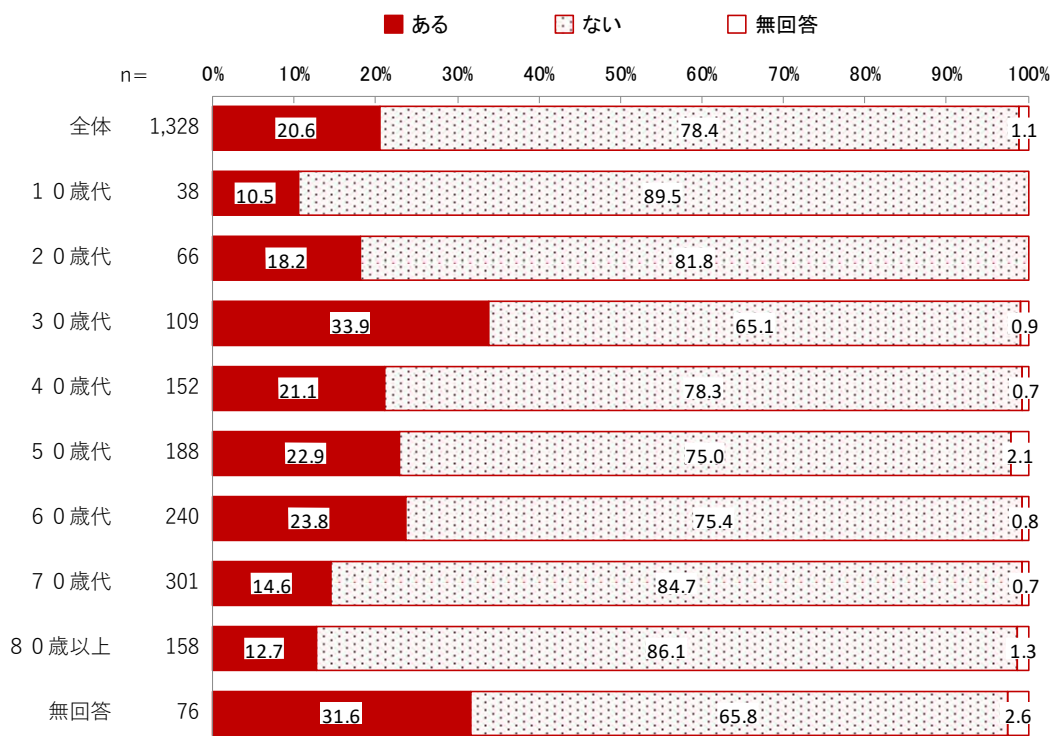
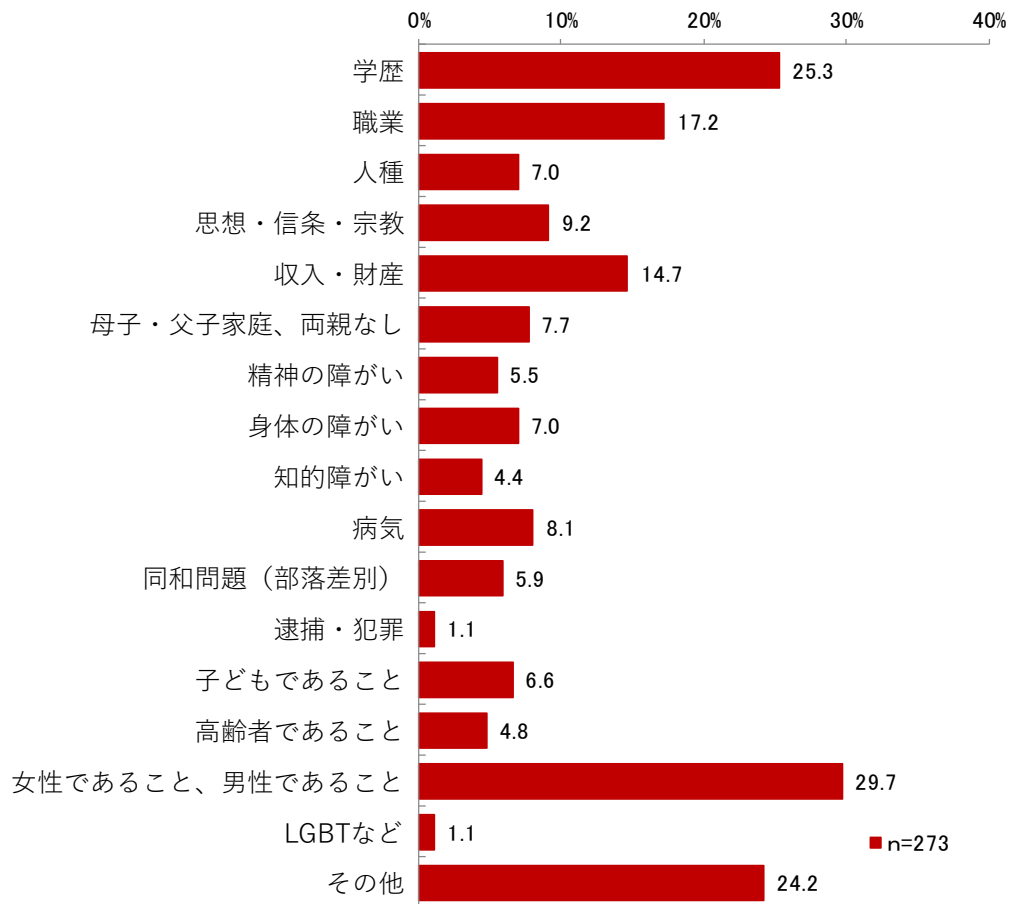


図 差別や人権侵害を受けたことがあるか(年齢別)



差別や人権侵害はどのような理由により受けたかについては、「女性であること、男性であること」、「学歴」、「職業」、「収入・財産」が高くなっています。

図 差別や人権侵害を受けた理由



# 第2章 人権施策の推進

## 1 施策の体系

人権が尊重され守られる社会の実現のためには、あらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を推進する必要があります。本基本方針は、伊勢市における人権施策を4つの分野に体系づけ、基本理念の実現のために総合的に推進していくことを示すものです。



## 2 施策分野

以下の4つの施策分野において人権施策を推進していきます。

### 1 人権が尊重され認め合うまちづくり推進の施策



高齢者、子ども、障がいのある方など誰もが安心して生活できる社会のためには、全ての人の人権を尊重し、認め合うことが重要です。このためには、あらゆる人の社会参加の促進などに取り組み、生活環境面でのバリアフリー\*化や高齢者や障がい者に対する生活環境を整備し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進します。

### 2 人権意識高揚のための施策



市民の人権意識の高揚のためには、人権に関するさまざまな課題を明らかにし、啓発活動を行うとともに、社会のあらゆる場面において人権教育を展開していくことが重要です。啓発活動・人権教育において、他者を尊重する大切さを広め、人権尊重の意識を高める取組を行います。また「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念にのっとり、「伊勢市人権教育基本方針」に基づいて人権教育を推進します。

### 3 人権擁護と救済のための施策



人権に関する相談が多様化しており、相談に関する情報提供機能を充実する必要があります。また、人権侵害の被害者の救済においては、被害の状況の把握と被害者の保護を行うとともに、人権侵害の解決に取り組む体制を構築します。人権擁護委員や民生委員との情報共有を密に行うことや関係機関との連携を充実することにより、相談支援体制の整備に取り組みます。

### 4 人権課題のための施策



人権意識はさまざまな啓発活動などにより向上しつつありますが、女性や子ども、高齢者などの人権課題は未だ解消途中であり、また SNS の普及によりインターネット上の人権侵害など新しい課題に対応する必要があります。個別の具体的な人権課題については、これまでの啓発活動などを継続するとともに、新しい課題に対応した施策の推進に取り組みます。



### 3 具体的施策

#### (1) 人権が尊重され認め合うまちづくり推進の施策

##### ① 社会参加の推進

市民などによる自主的、主体的な活動は、価値観や発想の多様さや自由さ、柔軟性やきめ細かさ、先駆性といった優れた特性を持っています。市では、このような市民活動を行う団体（NPO\*）とのパートナーシップを確立し、市民活動団体が活動しやすい環境づくりに取り組むとともに、協働して人権が尊重される社会づくりを進めていきます。

##### 基本方針 ……▶

- 人権を尊重し、市民がともに支え合う心豊かな地域社会をつくっていくため、活動の場や情報の提供など、市民・団体と協働した取組を一層推進します。
- 市民に広くボランティア活動などへの参加を呼びかけ、より活動しやすい条件の整備を図ります。

施策	内容
市民ボランティアが地域で支える社会づくり	・市民のボランティアだれもがいつでも参加できる環境を整えるため、児童・生徒、また地域住民に理解と参加を促し、高齢者や障がいのある人などの生活を身近な地域で支える社会づくりに取り組みます。
積極的な人権教育の促進	・企業、民間団体の積極的な人権教育への取組を促進します。

##### ② ユニバーサルデザイン\*のまちづくり

すべての人々が家庭や地域で共に暮らし、同等に生活を送ることができる社会の実現をめざす理念（ノーマライゼーション\*）を実現するため、高齢者、障がいのある人をはじめ、こども、こども連れの親などの幅広い視点から、歩きやすい道、楽しめる公園、利用しやすい建物などの整備が必要です。これからのまちづくりは、高齢者、障がいのある人だけではなく、あらゆる人を対象にデザインするユニバーサルデザインのまちづくりをより一層推進していきます。

##### 基本方針 ……▶

- すべての人々が、安心して住み、社会参加の機会をつくることのできるまちづくりを推進するため、地域とも協力しながら、あらゆる機会を通して心のバリアをなくすための啓発に取り組むとともに、社会モデルに基づいた生活や就労などあらゆる場面でのバリアフリー\*化を推進します。

施策	内容
公共施設等のバリアフリー*化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の視点や声をもとに、保育所、幼稚園、学校施設など、公共施設のバリアフリー化を進めます。</li> <li>・道路の利便性向上のため、段差の少ない歩道の設置及び視覚障がい者用誘導ブロックの設置を進めます。</li> <li>・放置自転車、看板など歩道上の障害物の除去を促進し、歩きやすく、車いす使用者の利用しやすい歩道の整備を促進します。</li> </ul>
バリアフリー住宅の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー住宅の建設促進や住宅改造への支援を積極的に進めます。</li> <li>・高齢者や障がいのある人などが安心して生活できる住宅環境の整備普及に取り組みます。</li> </ul>
人権啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障がいのある人などへの偏見や差別などの心のバリアをなくすために、人権啓発・教育を推進します。</li> </ul>

### ③ 人権行政推進のための体制づくり

人権が尊重される社会をつくるために、行政として広範囲な啓発事業の実施や体系的な人権教育の推進など、行政の果たす役割と責任は大きなものがあります。

この基本方針に基づき、市行政のさまざまな分野で人権を重視した施策に総合的かつ体系的に取り組んでいきます。また、市民や企業の協力は欠かせないものであり、行政と市民活動団体などが協働して人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

#### 基本方針 ……▶

- 行政施策の企画立案にあたっては、職員は人権尊重の精神を基本に置き、所轄する業務と人権とのかかわりについて十分に認識し、業務を遂行します。
- 人権に関する研修を実施し、市職員の意識の向上に努めます。
- 関係機関との連携強化により、人権課題に関する情報共有を行います。

施策	内容
庁内推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体系的な研修機会の充実と庁内推進体制を整備します。</li> </ul>
関係機関との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな人権課題に対応するため、関係機関との情報共有を行います。また、市民活動団体との協働による人権施策を実施します。</li> </ul>

## (2) 人権意識高揚のための施策

### ① 人権啓発の推進

本市では、さまざまな人権問題の解決をめざして「広報いせ・人権シリーズ」、講演会、さらには講座など、市民と直結した啓発活動を実施してきました。その結果、「人権の尊重」という社会の大きな潮流とも相まって、市民の人権意識の高まりに一定の成果をみることができました。今後は、これまでの啓発活動の手法や成果をふまえ、継続的に実施するとともに、より広範な市民に理解と共感、人権意識の高まりが得られるように、一層内容や手法を工夫した啓発活動を行っていきます。

#### 基本方針 ……▶

- 人権が尊重される社会の実現を目的に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念にのっとり、さまざまな人権問題を解決し、人権尊重の思想を地域に広め定着させます。
- 講演会や映画祭など市民参加型のイベントでの啓発を行います。
- 企業、各種団体、地域での取組の促進、マスメディアとの連携やインターネットなどを活用し啓発を推進します。

施策	内容
人権に関わる法令などの普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関わる、憲法をはじめとした国内法令や世界人権宣言などの国際条約の理念の普及・啓発を進めます。</li> <li>・「人権尊重都市宣言」、「伊勢市人権尊重条例」の理念、内容の普及・啓発を進めます。</li> </ul>
講演会・人権映画祭の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関わる講演会や映画祭などのイベントを通じて広く市民への周知・啓発活動を行います。</li> </ul>
各種メディアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広く情報を伝達するために放送局、新聞社などのマスメディアとの連携やインターネットの特性を生かして、有効な啓発活動を進めます。</li> </ul>
市民団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間（12/4～12/10）における集中的な啓発活動を、市民団体と連携して行います。</li> </ul>

## ② 人権教育の推進

本市では、「伊勢市人権教育基本方針」に基づき、人権が尊重される、差別のない社会を一日も早く実現するよう、人権教育を推進しています。学校教育では、一人ひとりの学力・進路を保障するとともに、こどもがより良い人間関係を築くことができるような取組を推進しています。また、市民に対しては、講演会、講座を開催するなど多様な啓発を進めています。

しかし時代の変化とともに、市民が直面する人権課題は多様化しており、これまで以上にあらゆる分野における人権教育が必要とされています。今後は幅広い人権課題について、さまざまな方法での人権教育を推進していく必要があります。

### 基本方針 …▶

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念にのっとり、「伊勢市人権尊重条例」に基づいて、「伊勢市人権教育基本方針」を策定し、人権教育を推進します。
- 広くこどもや市民、企業・民間団体を対象として多様な人権学習及び人権教育の機会を提供します。

施策	内容
実践的な人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権学習の機会を充実することにより、差別や人権侵害に対して主体的にその解決を図る態度や実践力を育む教育を推進します。</li> <li>・人権教育を推進するために、市職員及び教職員の意識や実践力の向上を図り、地域社会における指導者の育成に努めます。</li> </ul>
学校教育での人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育では、人権尊重の精神に貫かれた、自ら考え、行動できるこどもの育成をめざします。</li> <li>・また、幼稚園や保育所などにおける就学前教育においても、人や命を大切にする精神の芽生えを育む教育・保育を推進します。</li> </ul>
市民に対する学習の機会提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民対象の講演会や講座を開設し、広く人権学習の機会を提供します。また、情報の提供・発信に努めます。</li> </ul>
多様な主体との人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業、民間団体などに人権教育の機会を提供し、支援します。市の機関が連携し、多様な主体との協働により、市民を対象とした人権教育を創出します。</li> </ul>

### (3) 人権擁護と救済のための施策

#### ① 相談・支援体制の充実

人権に関するさまざまな相談に対応するため、生活相談や人権相談を行っていますが、相談内容の多様化などから、その取組や情報提供機能の充実強化を図ることが必要となっています。

また、人権が侵害された被害者の救済に関しては、国の状況をふまえながら、被害を最小限に止める保護のあり方を要請するとともに、潜在化しがちな人権侵害の被害状況の把握に努めます。

#### 基本方針 ……▶

- さまざまな人権相談に対応するために、津地方法務局や三重県人権センターなどの関係機関と連携して相談員の資質向上を図るなど、相談、支援体制の充実に努めます。

施策	内容
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県人権センター、児童相談所などの県の機関と人権擁護委員、民生委員、児童委員、NPO*などとの情報交換を密にするなど、関係機関の連携を充実することにより、相談、支援体制の充実に努めます。</li> </ul>
相談体制の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種相談機関などに関する情報について「広報いせ」をはじめ、各種広報媒体を活用し、提供していきます。</li> </ul>
救済に向けた連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様化する相談内容に対し、適切な支援先へつなげるため、日頃から各分野の専門機関等との連携を密にするるとともに、救済の制度を持つ法務局や三重県との連携の充実を図り、当事者間の問題解決に向け支援していきます。</li> </ul>

## (4) 人権課題のための施策

### ① 女性の人権

#### 現状と課題 …▶

女性の人権の尊重と男女が対等に参画する社会の実現に向けては、1999年（平成11年）の「男女共同参画社会基本法」の制定、「男女雇用機会均等法」の改正など、法整備が進められてきました。

特に、女性に対する暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ、自由を制約するだけでなく、国際社会がめざしている「平等、開発、平和」の達成の妨げになっています。1993年（平成5年）に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、女性に対する暴力を撤廃するように求めており、また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議（北京女性会議）においても、女性に対する暴力の根絶が重要な課題の一つとして取り上げられています。わが国でも2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定や2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を制定し、社会情勢に合わせ改正が行われるなど法整備がなされています。

本市では、2006年（平成18年）に伊勢市男女共同参画都市を宣言し、翌年には伊勢市男女共同参画推進条例を制定しました。そして2023年（令和5年）には第4次伊勢市男女共同参画基本計画（第4次れいんぼうプラン）を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。また、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント\*、ストーカー行為\*などの人権侵害の発生を防止し、啓発活動、相談体制を充実するため、「女性相談窓口」を設置し、被害を受けた女性により早く適切な対応を行えるよう、女性相談支援員を配置しています。

#### 基本方針 …▶

- 働く場において男女が均等な機会と待遇を確保され、かつ、仕事と家庭のバランスを保ちながら働ける職場環境づくりを促進します。
- 女性と男性が社会の対等な構成員として活躍できる社会の実現のために、意識啓発に取り組むとともに、男女平等などに関する意識を育む教育や学習機会の充実を図ります。
- 女性の人権が尊重される社会の実現に向け、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- 女性は、妊娠・出産をする可能性があり、男性と異なる健康上の問題に直面することから、ライフステージに応じた健康づくりの支援に取り組めます。
- 身体的、性的、心理的などのあらゆる暴力及び生活困窮から女性を守るため、相談、保護、支援策の充実を図ります。

施 策	内 容
働きやすい環境づくり・ワークライフバランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性が能力を発揮して活躍し、働きやすい職場づくりに向けて、男女雇用機会均等法の周知を図るなどの普及・啓発を進めます。</li> <li>・男女がともに安心して働き続けることができるよう職業生活と家庭生活との調和・両立の支援などについて事業所等に向けて発信し、ワークライフバランスの推進を啓発します。</li> <li>・女性が出産、育児、介護のために、離職せずすむように雇用の継続について啓発するとともに、やむを得ず離職した人に対する支援を行います。</li> </ul>
男女平等の意識づくり・固定的な意識解消のための教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男は仕事、女は家庭」などといった固定的な役割分担を是正し、家庭、職場、地域などでの制度や慣習の見直しを進めるための啓発活動を充実します。</li> <li>・人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域社会などあらゆる場において、学ぶ機会を提供します。</li> </ul>
女性の政策・方針決定の場への参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性がさまざまな分野において、政策・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考え方を反映させていくことができるよう市の審議会委員など、市の政策・方針を決定する過程へ女性の登用を進めます。</li> <li>・企業・民間団体などにおいても、女性の登用の促進について理解と協力が得られるよう働きかけを行います。</li> </ul>
生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「性と生殖に関わる健康・権利*」に関する意識の浸透を図りつつ、妊娠・出産期、更年期などのライフステージに応じた健康についての正しい知識を得られるよう啓発や情報提供を行います。</li> </ul>
支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクシュアル・ハラスメント*、ストーカー行為*などあらゆる暴力から女性を守るために、女性相談員を中心に相談体制の充実を図ります。</li> <li>・警察、国や県の行政機関、司法、民間団体など関係機関と連携を図り、被害者及び生活困窮者が相談しやすい環境の整備に努めるとともに、さまざまな方策を活用した自立支援を行います。</li> </ul>

## ② こどもの人権

### 現状と課題 ……▶

こどもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、核家族化、共働き家庭の増加など、急激に変化しています。こどもに対する虐待やいじめは深刻な状況が続いており、また家族などの世話を担うこども(ヤングケアラー\*)が増加していることが近年の課題となっています。2023年(令和5年)には、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための「こども基本法」が施行され、社会全体でこどもの権利と意見の尊重と社会のさまざまな活動へ参加することなどが基本理念とされています。

本市ではこれまで、いじめや不登校に悩むこどもや、保護者への相談体制の整備を進めるとともに、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の理念に基づき、こどもの人権を保障する取組に努めてきました。2020年(令和2年)3月には「第2期伊勢市子ども子育て支援事業計画」を策定しました。これに基づいて、こどもの権利の尊重、不登校対策の推進、児童虐待防止の支援の充実、子育てを支援するしくみづくりなどに努めています。学校教育においても、これまでの「生活のきまり」の見直しや、教育内容の改善など、こどもの主体性を尊重する教育の推進を図ってきました。しかし、条約の趣旨はまだ浸透していないのが現実です。

こどもにとって望ましい生活環境を整えていくのは、社会全体の責任です。それぞれの地域でこどもの権利を尊重する視点でのまちづくりを進め、地域社会が連帯してこどもの人権を守っていくことが大切です。

### 基本方針 ……▶

- こどもが自らを権利主体として行動していけるよう、大人自身が、こどもの権利について認識を深めるよう努めます。
- 家庭における人権教育の大切さを啓発するとともに、これまでの学校教育や子育てのあり方を見直し、家庭、学校、地域社会が連携して、こども一人ひとりの人権を保障し、互いの自己実現をめざす取組を進めます。

施 策	内 容
こどもの人権についての正しい理解の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こどもの人権を正しく理解し、社会全体でこどもの人権を尊重することができるよう啓発を行います。</li> </ul>



施 策	内 容
人権尊重を基礎においた家庭教育、保育、学校教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校や幼稚園・保育所においては、こどもの人権を尊重する取組を積極的に進めます。</li> <li>• 「児童の権利に関する条約」の理念をふまえ、一人ひとりのこどもの人権を尊重する教育を推進します。</li> <li>• こどもたちの教育を受ける権利を保障し、一人ひとりの学力・進路を保障する取組を進めます。</li> <li>• ヤングケアラー*の権利を守るため、早期発見の取組や学校や地域における啓発活動を行います。</li> <li>• 地域と連携したボランティア活動を支援し、学校間や多様な主体との連携を図ります。</li> <li>• 家庭における人権を基礎においた教育を推進します。</li> </ul>
いじめ、不登校の防止と相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校においては、こどもたちの間にいじめを生み出さないような、より良い人間関係の醸成に努めます。</li> <li>• 家庭や地域住民と学校、児童相談所、警察などの関係機関との連携を強化するとともに、カウンセラーなどの配置をはじめとする相談体制のネットワーク化を図ります。</li> <li>• 教育支援センター「NEST」、「スマイルいせ」などの子育ての悩みについての相談窓口を整備・充実するとともに、学校や地域がともに子育てを支えるための施策を進めます。</li> </ul>
地域におけるいじめ防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉総合支援センターよりそいに「いじめ相談窓口」を設置し、「いじめ」の重大化防止に向けて支援を行うとともに、地域におけるいじめ対策防止の体制づくりを推進します。</li> </ul>
児童虐待・こどもに関わる犯罪の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、関係機関及び民間団体のネットワーク化を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めます。</li> <li>• 児童買春、児童ポルノ、出会い系サイトなど、こどもの性の商品化を防ぐとともに、インターネット上での人権侵害や薬物乱用などこどもの心身の安全に関わる問題の防止と啓発活動に取り組みます。</li> </ul>
社会環境の整備に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>• こどもを健全に育むために、こどもにとって有害な社会環境の浄化を進めます。</li> <li>• こどもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性を身につけていくことができる機会を充実します。</li> <li>• 放課後児童クラブ*、児童館活動など、放課後の児童対策・施策の充実を図ります。</li> </ul>

### ③ 高齢者の人権

#### 現状と課題 ……▶

わが国では、2022年（令和4年）現在、人口の29.0%が65歳以上の高齢者であり、4人に1人以上が高齢者という時代に突入しています。本市では、2023年（令和5年）4月末時点で32.7%が65歳以上の高齢者となっており、高齢化が急速に進んでいます。後期高齢者数の増加や一人暮らしの高齢者世帯の増加により、高齢者の生活環境は大きく変化しており、今後は住み慣れた地域で暮らすための支援や一人ひとりの尊厳と生活の権利を守ることが重要になります。

本市では、「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき高齢者の生活支援や高齢者を地域で支える地域づくりを推進しています。高齢者の人権に関わる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産の侵害のほか、悪質商法・特殊詐欺などによる消費生活上の被害、社会参加の困難性などが指摘されていますが、こうした動向などをふまえて、高齢者が安心して自立した生活を送れる社会づくりを推進します。

#### 基本方針 ……▶

- 高齢者が社会を構成する重要な一員として、いきいきと暮らせる社会の実現をめざし、人権尊重の意識の高揚に努めます。
- 高齢者が介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるよう、生きがい・健康づくりを支援するとともに、老人クラブなどの活動支援や就労・ボランティア活動などの社会参加の促進に取り組みます。
- 住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らすことができるよう、医療・介護・介護予防・認知症\*対策・生活支援などを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の強化を図ります。
- 地域社会が高齢者を見守り、支えるしくみや環境を整えます。
- 増加する認知症高齢者などに対する成年後見制度\*の円滑な利用による権利擁護\*や総合的な支援、また高齢者の尊厳を守るため、虐待を早期に発見するための地域の関係者によるネットワークの構築や虐待に対応した適切な支援などさまざまな取組を進めます。

施 策	内 容
高齢者に関する教育・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の人権について、市民の理解と認識を深める教育・啓発活動に努めます。</li> <li>・ 幼稚園・小学校・中学校において、高齢者と積極的に交流し、ともに学習する場をつくり出します。保育所においても、高齢者との交流活動を深めます。</li> </ul>

施 策	内 容
健康で生きがいを持って生活できる社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者がこれまで培ってきた豊富な経験や知識、技能を発揮し、積極的に社会活動を行っていただけるように、高齢社会の基盤整備を進めます。</li> <li>• 高齢者がいきいきと充実した生活を送れるよう、文化、スポーツ、地域活動など多様な活動に参加できるようにします。</li> <li>• 高齢者が健康づくりに取り組めるように、健康づくり活動を展開して高齢者の健康への関心を高めます。</li> <li>• 就労を希望する高齢者には、長年にわたって得た知識や技能を活用できるよう、関係機関と連携を図り、雇用、就業の促進を図ります。</li> <li>• 高齢者をはじめ、障がいのある人、こどもなどの視点から、利用しやすい施設の整備と交通環境の整備に努めます。</li> </ul>
高齢者の権利擁護*の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 認知症*高齢者など、判断能力が不十分な高齢者が不利益や損害を被ることがないように、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度*の適切な利用支援、権利擁護を推進します。</li> </ul>
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域包括支援センターによる地域の高齢者などに関するさまざまな相談への対応と適切な機関・制度につなぐ支援を充実していきます。</li> </ul>
介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者が住み慣れた地域で生活していただけるように努め、保健・医療・介護・福祉サービスを一体的に提供できる体制を築いていきます。</li> <li>• 高齢者が利用しやすく充実した介護保険サービスが受けられるように、人材育成・サービスの質向上に努め、地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護など）の提供体制を整備促進します。</li> </ul>
高齢者を介護する家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 在宅の要介護の高齢者を介護する家族に対して、必要な知識などを身につけ、時には心身の元気回復（リフレッシュ）につながるよう家族介護者の交流の機会を設けます。また、家族の経済的負担の軽減を図ります。</li> <li>• 段差の解消、手すりの設置などの住宅改修費を給付し、高齢者の安全な在宅生活の向上に努めるとともに家族介護者の介護負担の軽減を図ります。</li> </ul>

## ④ 障がい者の人権

### 現状と課題 ……▶

わが国では1993年（平成5年）に、これまでの「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められました。また、2004年（平成16年）には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の自立と社会参加の支援などが明示され、基本的理念に障がいを理由とする差別などの禁止が規定されました。2006年（平成18年）には、「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が地域で暮らせる社会づくりの実現に向けた施策への転換が図られました。

さらに、2011年（平成23年）には「障害者権利条約」の批准に必要な法整備の一環として「障害者基本法」が改正され、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現が目的に掲げられました。また、障がいのある人が社会参加できない理由には社会の側の障壁（バリア）があるとし、その社会的障壁\*の除去に向けた合理的な配慮\*の義務化などが規定されました。2013年（平成25年）6月には、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年（平成28年）に施行されました。その後、2021年（令和3年）6月に、「障害者差別解消法」が改正され、2024年（令和6年）4月から、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されることとなりました。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちづくりを推進する必要があります。

### 基本方針 ……▶

- 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障がいの社会モデルの観点から、障がいに対する正しい知識の普及や配慮が必要なことへの理解を深める取り組みを推進します。
- 誰もが自分らしく暮らせる自立と共生のまちを目指し、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活などの支援を進めます。

施 策	内 容
権利擁護*の推進、虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の権利擁護の推進に向けて、関係機関との連携を強化し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度*の適切な利用支援を進めます。</li> <li>● 障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発を推進するなど、障がいのある人への虐待を防止します。</li> </ul>

施 策	内 容
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援センターによる障がいのある人に関するさまざまな相談への対応と適切な機関・制度につなぐ支援を充実します。</li> </ul>
障がいに関する教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの特性や必要な配慮などの理解を深めるように、障がい者サポーター制度を推進するとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめるインクルーシブ*スポーツなどの交流の場づくりを推進し、市民の意識の啓発・広報活動を進めます。</li> </ul>
地域社会での自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、生活環境面でのバリアの除去に努めるとともに、あらゆる機会を通じて、心のバリアをなくしていくための啓発に取り組みます。</li> </ul>
生涯学習・交流機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人がいきいきした生活を送れるように、生涯学習の機会として、文化、スポーツ、地域活動などの多様な活動に参加できるよう、障がいのある人の交流についても支援します。</li> </ul>
雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の雇用促進については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、雇用の拡大、職業の安定のための啓発を進めます。</li> <li>障がい特性に合った多様な雇用機会の提供と就労後の定着支援を進めるべく、関係機関と連携した総合的な就労支援を行いながら、障がいのある人の就労促進を図ります。</li> </ul>

※「障がい」と「障害」の表記について

本市の広報誌等における表記の考え方にに基づき、原則として法律名や制度名などの固有名詞等を除き、「害」の字をひらがなとし「障がい」と表記しています。

## ⑤ 部落差別(同和問題)

### 現状と課題 ……▶

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申を受け、1969年(昭和44年)に同和対策事業特別措置法が制定されて以来、本市においても、住宅や道路整備などの生活環境の改善や市民の人権意識の高揚のための教育、啓発などの各種事業を、関係諸団体の協力を得ながら積極的に取り組んできました。その結果、生活環境の物的な基盤整備はおおむね完了をみましたが、人権教育・啓発については、さらに推進していく必要があります。2002年(平成14年)3月には33年間にわたって続いてきた同和対策に関する特別法も法期限をむかえて失効となり、その後の施策については、人権の尊重の視点を基本に、地域の現状や事業の必要性に応じて、一般対策として取り組んできました。また、2016年(平成28年)には、部落差別の解消に向けた施策を推進するために「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されています。

しかしながら、就労などにおける課題や結婚問題などを中心とした差別意識は今なお残っています。これらの解消に向け、これまでの教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくため、人権教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。

### 基本方針 ……▶

- 部落差別は、重大な人権問題であるため、本市においては部落差別の現状と課題をふまえ、創意工夫をこらし市民が一体になって、部落差別の解決に取り組んでいきます。
- これまでの教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果をふまえ、市民の間に人権尊重の基本理念を普及させるための施策を、総合的かつ計画的に推進します。

施 策	内 容
市民意識の啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 偏見や差別意識を克服するために、部落差別を単に知識として理解するだけでなく、その解決こそ自らの課題として認識、行動できるように啓発の充実を図ります。</li> <li>• 部落差別への理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権講演会の開催、広報いせ・啓発冊子などにより総合的な啓発活動に努めます。</li> <li>• 市民館は、『人権が尊重されるまちづくり』の拠点施設として、地域に密着し、かつ開かれたコミュニティセンターとして、人権意識の普及高揚を図るため、人権尊重の視点をふまえてさまざまな事業を展開していきます。</li> </ul>

施 策	内 容
各主体への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発の推進に大きな役割を果たす市職員・教職員、また、企業・各種団体・地域のリーダーなどが、部落差別を自らの課題と捉え、その解決に向けた意欲と態度を育成できるよう研修・学習の実施に努めます。</li> </ul>
部落差別を解決するための教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育においては、人権尊重の精神を貫き、部落差別に対する正しい認識を深め、差別をなくしていこうとする実践力に富む人間の育成に努めます。</li> <li>「伊勢市人権教育基本方針」、「伊勢市人権教育推進プラン」に基づき、部落差別を解決するための教育を推進します。</li> </ul>
人権擁護と救済の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権侵害への対応については、多様な機関が連携しながら、人権侵害の現実を認識し、実効性のある人権救済制度の整備に向けた働きかけを行います。</li> <li>相談者の立場に立った住民により近い立場での人権相談機能の充実を図ります。</li> </ul>

## ⑥ 外国人の人権

### 現状と課題 ……▶

わが国の外国人住民は近年増加傾向にあり、2022年（令和4年）末の在留外国人数は300万人を超えて過去最多となっています。地方においても、外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、地域における外国人住民との共生は喫緊の課題となっています。しかし、国際化が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因した、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が生じています。国においては、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、増加する外国人住民の生活支援や社会参画支援を通して、文化の多様性を活かした共生社会の実現に取り組んでいます。また2016年（平成28年）には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」が施行され、外国人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ\*）の解消に向けた取組が進められています。

本市では、「伊勢市国際化推進指針」を2011年（平成23年）に策定し、国際化と多文化共生のまちづくりに向けた取組を進めてきました。今後は多様化する外国人住民の国籍に対応した多言語化や就労の支援、地域でのまちづくり活動への参画など、幅広い分野に渡って、文化の違いや多様性を認め合いながら、地域の同じ一員として尊重し合い、安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

### 基本方針 ……▶

- 国籍や文化の違いを尊重し合い、相互扶助の精神をもった、だれもが住み良い社会づくりを推進します。
- 外国人住民の生活や就労を支援するほか、やさしい日本語\*の活用・情報の多言語表示などを推進します。

施策	内容
外国人労働者の適正な雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主・外国人労働者の双方に対して、国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知徹底を図り、事業所における外国人労働者の就業に関するトラブルを未然に防止します。</li> </ul>
外国人との相互理解のための、地域交流事業・異文化理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生社会の理念のもとで、ともに働き、生活しやすい環境づくりを促進するとともに、多様な価値観との出会いや相互がふれあう中から、市民と外国人との交流を推進します。</li> <li>・生涯学習の機会の一つとして、市民が外国語やそれぞれの国の歴史を学び、外国人が日本語や日本の文化、生活を学ぶ機会の提供を促進します。</li> <li>・外国人に対する差別的言動や偏見の解消に向け、文化や生活習慣などの違いを正しく理解し尊重することが重要であるとの認識を深めるための啓発活動を推進します。</li> </ul>



施 策	内 容
外国人の生活を支援するための情報提供、相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が日常生活上必要とされるさまざまな情報を、容易に入手できるよう、一般的な生活情報を掲載した多言語による生活ガイドブックや、情報紙を作成して、外国人の多く訪れる場所に配置するほか、相談事業についても充実を図ります。</li> </ul>
やさしい日本語*の活用、公共標識などの多言語表記、絵表示の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生社会実現に向けた取組として、行政窓口や災害避難所でのやさしい日本語の活用を推進します。</li> <li>外国人が地域で生活する上での利便性の向上及び活動しやすい地域づくりのため、公共施設のほか、道路、交通機関などの標識について、外国語や絵・記号などによる案内表示の整備をします。</li> </ul>
外国人児童生徒の教育及び日本人児童生徒の国際理解教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校、地域、関係機関が連携し、在日外国人のこどもの学力・進路を保障する取組を進めます。</li> <li>学校においては、多文化共生の理念を持ち、ともに生きていこうとするこどもの育成をめざす取組を進めます。</li> </ul>

## ⑦ インターネットによる人権侵害

### 現状と課題 ……▶

インターネットは、私たちの生活の広い分野にわたって利用されており、なくてはならないものとなっています。私たちの生活をより豊かに、より便利にしてくれる一方で、インターネット上の人権侵害の課題としては、他人への誹謗中傷や侮辱、プライバシーの侵害、SNS いじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ\*）などが挙げられます。このような行為は人を傷つけるものであり、人権侵害にあたる行為をした人が罪に問われることもあります。

小学生・中学生などの青少年のインターネットの利用が年々増加している一方、SNS などを利用した誹謗中傷や売春に巻き込まれるなど、こどもが加害者や被害者になる事案も発生しています。国は、2009年（平成21年）4月より「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行して対策を進めています。（2018年（平成30年）に改正）

このような問題に対しては、人権教育や啓発といった取組を強化していくことが重要であり、そうした行為が重大な人権侵害であることをすべての市民が認識する必要があります。また人権意識やメディアリテラシー（メディアから必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力）を高める教育や啓発を充実させる必要があります。

### 基本方針 ……▶

- インターネット上での個人に対する誹謗・中傷、差別書き込みを防ぐため、啓発活動の推進に努めます。
- 学校教育においては、インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラルなどについての教育を推進します。
- インターネット上の人権侵害や、プライバシーに関する問題に対する相談・支援体制を充実させます。

施 策	内 容
啓発の推進	・ インターネットでの人権侵害について、広報やホームページ、講座などを活用した啓発活動を行います。
インターネット上の人権教育の充実	・ 学校教育において、インターネット上の人権侵害に対して理解を深める教育を実施します。
人権侵害に対する対応	・ インターネット上での人権侵害について、プロバイダ事業者などの関係機関と連携し、削除要請など適切に対応します。
相談体制の充実	・ インターネットにおける人権問題の相談体制を充実するとともに、その周知を行います。

## ⑧ 性的指向及び性自認(性同一性)に関連する偏見や差別

### 現状と課題 ……▶

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念であり、異性愛や同性愛、両性愛などさまざまな形があります。性自認とは、自分の性をどのように認識し、どのようなジェンダー・アイデンティティ（性同一性）を持っているかを示す概念であり、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、迷っている、どちらでもないなどそのあり方は多様です。性のあり方が少数派の人を「性的マイノリティ」と言い、性的マイノリティの総称の一つにLGBTQ\*（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア/クエスチョニング）があります。性的指向や性自認については、個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分理解されず、偏見や差別的な扱いを受けることが課題となっています。

国においては、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を2023年（令和5年）に制定し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進しています。三重県においても、2021年（令和3年）に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行し、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを推進しています。

性的マイノリティの権利が侵害されることなく、また多様な性のあり方を認め合う社会づくりのために理解を深めることや啓発活動が必要になります。

### 基本方針 ……▶

- 性の多様性について、正しい知識の普及と啓発活動を行います。
- 性的マイノリティの人権が尊重される社会づくりを推進します。

施策	内容
性の多様性についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>性の多様性について理解を深めるため、広報いせやホームページなどを活用した啓発活動を行います。</li> </ul>
性の多様性について学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会やセミナー、研修会などを開催し、性の多様性に関する市民の理解を促進するよう努めます。</li> </ul>
発達段階に応じた学校教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>性のあり方は多様であることを学び、多様な性のあり方を認め合おうとする態度を身に付けるため、子どもの発達段階に応じた人権学習を行います。</li> </ul>
相談環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者や当事者に関わる人たちが、相談機関などに相談できる環境を関係機関と連携し充実させます。</li> </ul>

## ⑨ さまざまな人権課題

### ▶ アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道から東北地方、サハリン（樺太）、千島列島に及ぶ広範囲に先住し、アイヌ語、ユーカラをはじめ独自の文化や伝統を有してきましたが、江戸時代の松前藩による支配、維新後の「北海道開拓」の過程での同化政策により、伝統的な生活や習慣、文化が失われていきました。

1993年（平成5年）の国際先住者年などを契機に、国連でも先住民をめぐる論議が活発化し、わが国でも「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が1997年（平成9年）に施行され、これに伴い差別的であると批判のあった「北海道旧土人保護法（1899年制定）」は廃止されました。2019年（令和元年）5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への差別などの禁止やアイヌ政策を総合的に実施するための支援措置などが定められ、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進しています。

アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態をふまえ、アイヌの人々に対する誤った理解、偏見を解消していくため、人権尊重の視点に立った教育の推進と研修を充実するとともに、アイヌの人々のおかれてきた歴史や民族独自の文化など、アイヌの人々に関する正しい知識を普及・啓発します。

### ▶ 感染症に関連する偏見や差別

感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠ですが、それとともに、患者、元患者や家族への偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないものです。また、新型コロナウイルス感染拡大により、患者だけでなく医療従事者への差別や中傷も深刻な問題となりました。

赤痢、コレラ、結核などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分であることや、その対策として患者や保菌者を「隔離」して予防を図り、治療法が確立した後もそれまでの方針が改められなかったため、今なお誤った認識による偏見や差別が残っています。今後、こうした感染症などの正しい知識の普及・啓発を図り、患者、元患者や家族の人権を尊重することが大切です。

エイズ、HIV\*については、正しい知識の普及・啓発活動を展開します。合わせて、医療従事者が正しい知識を持ち、患者や家族の立場に立ち医療を行うよう啓発活動を進めます。

### ▶ ハンセン病患者等の人権

ハンセン病は、患者の強制隔離策といった史実から、誤解や偏見が根強く残っており、正しい知識の普及が不十分となっています。2009年（平成21年）には、ハンセン病問題の解決の促進を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施

行されており、ハンセン病の患者であった人などの福祉の増進などを図るための施策を実施していくことが求められるため、差別や偏見の解消のために正確な情報の提供や正しい理解を広めていくことに取り組みます。

### ▶ 刑を終えた人やその家族の人権

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても周囲の偏見により、就職に際しての差別や住居などの確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって厳しい状況になる場合があります。市では、「伊勢市再犯防止推進計画」を2021年（令和3年）に策定し、刑を終えて出所した人などの犯罪をした人が社会復帰後、地域社会で孤立させない支援に取り組んでいます。刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として生活できるようにするためには、家族、職場、地域など周囲の協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する福祉サービスの提供や再犯防止の啓発活動など、社会復帰と理解促進に資するための取組を進めます。

### ▶ 犯罪被害者等の人権

2004年（平成16年）に、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、「犯罪被害等基本法」が制定され、国・地方公共団体等の責務が規定されました。市では、2021年（令和3年）4月1日に犯罪被害者等支援における基本理念や支援施策などについて定めた「伊勢市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図るため、人権擁護に資する啓発活動を進めます。

### ▶ 北朝鮮による拉致被害者等の人権

北朝鮮当局による日本人拉致問題は、発生した1960年代から現在まで解決に至っていない深刻な人権侵害です。拉致問題は日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去ったものであり、被害者はもとより、その家族にとって大変な精神的苦痛と悲しみを強いています。2006年（平成18年）には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。問題の早期解決に向け、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する市民の関心と認識をより一層深めるために啓発活動を進めます。

### ▶ その他の人権課題

#### ・ホームレスに対する偏見や差別

ホームレスとなった人々に対して、嫌がらせや暴行を加えるなどの行為は犯罪であり重大な人権侵害です。ホームレスとなった人々の人権擁護のために偏見や差別的意識を解消するための啓発活動が重要です。

#### ・人身取引

人身取引は、暴力、脅迫、詐欺、弱い立場を利用するなどの手段を用いて、売春や労働など

を強要する犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

- ・ 震災等の災害に起因する偏見や差別

震災等の大きな災害の発生時に不確かな情報に基づいて被災者などを不当に差別することは、被災者の方々の尊厳を傷つける人権侵害です。災害時には正しい情報と冷静な判断に基づいた行動をとることが重要です。

## 第3章 施策の推進体制

### 1 推進体制の整備

人権施策の推進にあたっては、市民や人権関係団体及び関係行政機関との連携により各施策を実施していきます。伊勢市人権施策推進協議会を軸として、全庁的に緊密な連絡調整を図りながら、積極的に施策を推進します。

### 2 推進状況の評価、基本方針の見直し

基本方針の進捗状況は、定期的な施策の実施状況の把握、評価、また点検をし、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

## 資料編

資料①

## &lt; 伊勢市人権施策審議会 委員名簿 &gt;

委員氏名	所属
水島 徹	伊勢商工会議所
本村 鏡一	伊勢市総連合自治会
浦田 宗昭	伊勢市P T A連合会
前島 賢	伊勢市老人クラブ連合会
田邊 文代	伊勢市女性団体連絡協議会
小林 えり子	伊勢市障害者団体連合会
岸本 典子	伊勢保護司会
森 明美	伊勢市人権擁護委員協議会
小林 初美	伊勢市民生委員児童委員協議会連合会
前村 裕司	伊勢市社会福祉協議会
永井 勇輔	伊勢地区労継承センター
山崎 静子	浜郷学区同和教育推進連絡協議会
坂田 吉弘	四郷学区人権教育推進協議会
池田 実	全国地域人権運動総連合三重県連合会伊勢支部
藤原 香代子	N P O男女共同参画れいんぼう伊勢
富永 健	皇學館大学
山口 颯一	一般社団法人E L L Y
森 典英	南勢地区県立学校長会
福岡 俊記	伊勢市立小中学校長会
西沢 宏文	伊勢市人権・同和教育研究会



## 伊勢市人権尊重条例

平成18年7月31日  
条例第52号

## (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び世界人権宣言の基本理念並びに伊勢市人権尊重都市宣言の主旨（以下「基本理念等」という。）にのっとり、市、市民及び事業者の責務、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって人権が尊重され守られる明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

第2条 市は、基本理念等にのっとり、人権施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、啓発活動等を通じて、基本理念等に関する市民及び事業者（本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。）（以下「市民等」という。）の理解を深めるよう努めなければならない。

3 市は、市行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立った施策の策定及び実施に努めなければならない。

## (市民等の責務)

第3条 市民等は、基本理念等にのっとり、相互に基本的人権を尊重し、人権が尊重され守られる社会の実現に寄与するよう努めるとともに、国、県及び市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

## (推進体制の充実)

第4条 市は、市民等、人権関係団体及び関係行政機関との連携を深め、人権が尊重され守られる社会の実現を推進する体制の充実に努めるものとする。

## (基本方針)

第5条 市長は、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関する基本的な事項
- (2) 人権に関する課題に関し市が実施すべき施策に関する基本的な方針
- (3) その他人権施策の実施に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める伊勢市人権施策審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(伊勢市人権施策審議会)

第6条 市に、伊勢市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 前条3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、人権施策に関する重要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、人権が尊重され守られる社会の実現の推進に関し必要と認められる事項について、市長等の執行機関に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、委員20人以内で組織する。

5 委員は、市民、知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長等の執行機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年伊勢市条例第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

---

< 用語解説 >

---

本文中において、\*（アスタリスク）が付いている用語について、その用語の説明を掲載しています。

なお、同ページ内に複数出現する場合は、最初の実語のみ\*（アスタリスク）を付けています。

〔あ〕

### ■インクルーシブ

インクルーシブ（inclusive）は日本語で「包括的な」「すべてを包み込む」を意味する言葉。さまざまな背景を持つあらゆる人を区別することなく、尊重し受け入れること。

### ■H I V

H I Vとは、Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）のことで、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守る（このことを”免疫”といいます）のに大変重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージ（CD4 陽性細胞）などに感染するウイルス。感染した結果、これらの細胞の中でH I Vが増殖する。このため、免疫に大切なこれらの細胞が体の中から徐々に減っていき、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、さまざまな病気を発症する。この病気の状態をエイズ（AIDS:Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）と言う。

### ■L G B T Q

L G B T Qとは、レズビアン（Lesbian：女性同性愛者（自分の性自認が女性で性的指向が女性に向いている人））、ゲイ（Gay：男性同性愛者（自分の性自認が男性で性的指向が男性に向いている人））、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者（性的指向が女性にも男性にも向いている人））、トランスジェンダー（Transgender：自分の性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なると感じる人）、クエスチョニング（Questioning：自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人）の頭文字から作られた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われている。

L G B T Qのうち、「L」「G」「B」は性的指向、つまり、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのか（どのような性別の人を好きになるのか）に関わる類型であり、「T」「Q」は性自認（性同一性）、つまり、自分の性をどのように認識しているか（「心の性」と言われることもある）に関する類型である。

### ■N P O

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野における営利を目的としない、一般的には民間のボランティア団体や市民活動団体を意味する。

〔か〕

### ■権利擁護

障がいや認知機能の低下などにより自分の権利を主張することに困難を抱えている人が尊厳を保ちながら生活できるように、適切な権利の行使を支援したり、権利の侵害の解消や予防をすること。

### ■合理的配慮

障害者の権利に関する条約において、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現にあたり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められる。

〔さ〕

### ■社会的障壁

障がいがある人にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののこと。

### ■ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返し行うこと。ストーカー規制法の規制対象となる。

### ■性と生殖に関わる健康・権利【reproductive health/rights(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)】

#### 性と生殖に関わる健康【リプロダクティブ・ヘルス】

人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力をもち、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由をもつこと。

#### 性と生殖に関わる権利【リプロダクティブ・ライツ】

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

### ■成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、あるいはそれを取り消すことができるようにする制度。

### ■セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかいなどさまざまなものが含まれる。

〔な〕

### ■認知症

脳の障がいによって起こる病気で、アルツハイマー型と脳血管性、レビー小体型認知症の大きく3つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。

### ■ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同じように人権を認められ、共に地域で社会生活を送ることが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方。

〔は〕

### ■バリアフリー

日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となり得る事物、制度、慣行、観念などを取り除くこと。それにより、すべての人にとって暮らしやすい社会の建設につながるという考え方。はじめからバリアのない状態（ユニバーサルデザイン）は、実践的にはバリアフリーの蓄積によって実現される。

### ■ヘイトスピーチ

ある個人や集団が実際に持つ、または、そう受け取られている「アイデンティティー要素」（「宗教、民族、国籍、人種、肌の色、血統、ジェンダー」など）だけでなく、言語、経済的・社会的出自、障がい、健康状態、性的指向といった多岐にわたる特徴をも非難するもの。

### ■放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えてその健全育成を図るもの。

〔や〕

### ■やさしい日本語

簡単な表現や言葉をつかい、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

### ■ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

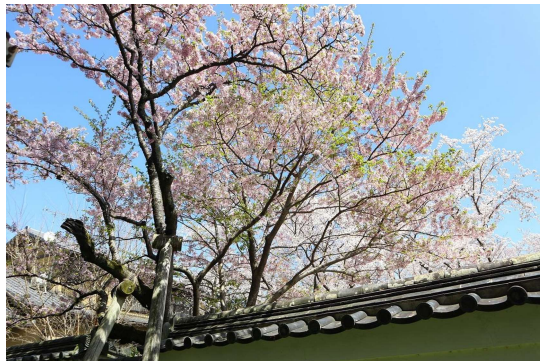
### ■ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市、生活環境をデザインするという考え方。

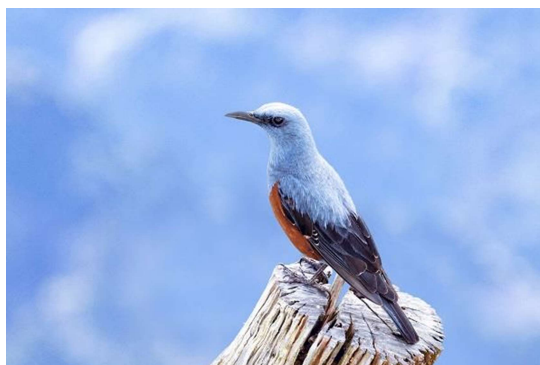
市の花 ジングウツツジ



市の木 オヤネザクラ



市の鳥 イソヒヨドリ (雌)



市の鳥 イソヒヨドリ (雄)

伊勢市人権施策基本方針

編集・発行：伊勢市環境生活部人権政策課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

電話：0596-21-5545

FAX：0596-21-5555